

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市地域公共交通会議規則（以下「規則」という。）

第4条第1項の規定に基づき、八尾市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の招集する委員に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 招集する委員は、別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

別表（第２条関係）：招集する委員

		協議事項	
		八尾市地域公共交通計画	各地域の運行計画
学識経験者	大阪産業大学	○	○
公共交通事業者	近鉄バス株式会社	○	○
	大阪バス株式会社	○	○
	一般社団法人大阪タクシー協会	○	○
	近畿日本鉄道株式会社	○	—
	西日本旅客鉄道株式会社	○	—
	大阪市高速電気軌道株式会社	○	—
公共交通事業者の関係団体	全国交通運輸労働組合総連合大阪府支部	○	○
住民団体の代表者	八尾市 自治振興委員会	○	—
	各地域の住民団体の代表者	—	○
大阪運輸支局	近畿運輸局大阪運輸支局	○	○
	近畿運輸局大阪運輸支局	○	○
道路管理者	大阪府八尾土木事務所	○	○
大阪府八尾警察	大阪府八尾警察署	○	○
市職員	八尾市都市整備部	○	○
その他	大阪府都市整備部	○	○